

平成二十九年政令第三百三十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令

内閣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第十條第二号、第三十一條第一項、第三十七條第一項第四号並びに第四百四條第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十條第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百七條（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第八十九條第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和二十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。）第四十四條第一項の規定により適用される場合を含む）、第一百八條第一項（労働基準法第六條及び第五十六條の規定に係る部分に限る。）、第一百九條（第一号（同法第十六條、第十七條、第十八條第一項及び第三十七條の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、及び第二百一十條（第一号（同法第十八條第七項及び第二十三條から第二十七條までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十條の規定
- 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一百九十九條（同法第八十五條第一項の規定に係る部分に限る。）、第二百三十條（同法第三十三條、第三十四條第一項、第三十五條、第四十五條及び第六十六條（同法第八十八條の二の二第四項及び第五項並びに第八十八條の三の第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）、及び第三百一十條（第一号（同法第五十三條第一項及び第二項、第五十四條、第五十六條並びに第五十八條第一項の規定に係る部分に限る。）、及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三百一十條第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二條第一項の規定により適用される場合を含む。）

- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三條、第六十四條、第六十五條（第一号を除く。）、及び第六十六條の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七條の規定
- 四 船員職業安定法第百一十條から第百十五條までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一條の三、第七十一條の四、第七十三條の二、第七十三條の四から第七十四條の六の三まで、第七十四條の八及び第七十六條の二の規定
- 六 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十條の規定及び同條の規定に係る同法第四十二條の規定
- 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十條第一項（第二号に係る部分に限る。）、の規定及び当該規定に係る同條第二項の規定
- 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九條、第五十條及び第五十一條（第二号及び第三号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
- 九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八條の規定及び同條の規定に係る同法第二十條の規定
- 十 労働者派遣法第五十八條から第六十二條までの規定
- 十一 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八條、第四十九條（第一号を除く。）、及び第五十一條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二條の規定
- 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九條、第二十條及び第二十一條（第三号を除く。）、の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二條から第六十五條までの規定
- 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二條、第三十三條及び第三十四條（第三号を除く。）、

の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五條の規定

- 十五 労働者派遣法第四十四條第四項の規定により適用される労働基準法第百八十八條、第百九十九條及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九條第八項の規定により適用される船員法第百二十九條から第百三十一條までの規定並びに労働者派遣法第四十五條第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九條及び第百二十二條の規定

（監理団体の許可の有効期間）

第二条 法第三十一條第一項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 一般監理事業（法第二十三條第一項第一号に規定する一般監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可（法第二條第十項に規定する監理許可をいう。次号において同じ。）を受けた場合（第三号及び第四号に規定する場合を除く。） 五年
- 二 特定監理事業（法第二十三條第一項第二号に規定する特定監理事業をいう。以下この条において同じ。）に係る監理許可を受けた場合（第五号及び第六号に規定する場合を除く。） 三年
- 三 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間（同項に規定する許可の有効期間をいう。以下この条において同じ。）の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の一般監理事業に係る許可の有効期間において一般監理事業の実施に關し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 七年
- 四 法第三十一條第二項の規定により一般監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外の場合 五年
- 五 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、当該更新に際し、従前の特定監理事業に係る許可の有効期間において特定監理事業の実施に關し優れた能力及び実績を有するものとして主務省令で定める基準に適合すると認められたとき 五年
- 六 法第三十一條第二項の規定により特定監理事業に係る許可の有効期間の更新を受けた場合であつて、前号に掲げる場合以外の場合 三年

合であつて、前号に掲げる場合以外の場合 三年

（法第三十七條第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）

第三条 法第三十七條第一項第四号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 職業安定法（法第二十七條第二項の規定により適用される場合を含む。）
- 二 船員職業安定法（法第二十七條第二項の規定により適用される場合を含む。）
- 三 出入国管理及び難民認定法（法第二十七條第二項の規定により適用される場合を含む。）
- 四 労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定

（国土交通大臣への権限の委任）

第四条 法第百四條第一項に規定する報告徴収等の権限のうち、船員（船員法第一條に規定する船員をいう。）である技能実習生（法第二條第一項に規定する技能実習生をいう。）に係るものは、国土交通大臣に委任する。ただし、主務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

（地方運輸局長等への権限の委任）

第五条 国土交通大臣は、法第百四條第一項の規定により委任された権限を、団体監理型技能実習関係者（法第三十五條第一項に規定する団体監理型技能実習関係者をいう。）に係る事業所その他団体監理型技能実習（法第二條第四項に規定する団体監理型技能実習をいう。）に關係のある場所（次項において「団体監理型技能実習関係者の事務所等」という。）の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2 法第百四條第三項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、団体監理型技能実習関係者の事務所等の所在地を管轄する運輸支局長又は地方運輸局長、運輸監理部若しくは運輸支局長が自らその権限を行使することを妨げない。

（出入国在留管理庁長官への権限の委任）

第六条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第三十一條第一項に規定する権限
- 二 法第三十五條第一項に規定する権限

三 法第三十六条第一項に規定する権限  
四 法第三十七条第三項に規定する権限

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

(労働者派遣法に係る第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用に関する特例)

第二条 当分の間、第一条第十号及び第三条第四号の規定の適用については、第一条第十号中「規定」とあるのは「規定並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項及び第七項の規定」と、第三条第四号中「を除く。」とあるのは「を除く。」又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第三項から第五項まで」とする。

附 則 （平成二十九年六月三〇日政令第一七六号）

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月六日政令第二〇〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三一年三月一五日政令第三八号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年一月四日政令第六号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。